

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みの日は翌日)

目次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定
解除予定の保安林
開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第千二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和五十年十一月六日	医療機関名	尾崎薬局	所 在 地	倉吉市上井三〇七番地
-------	------------	-------	------	-------	------------

鳥取県告示第千二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町福尾字下河原五七三の二、五七三の三、五七九の二、五七九の三、字坂ノ下五八七の二、五八九の二、五九六
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 四 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町国信字白川二〇四の一、二〇四の二、二〇六、字下河原一八二、一九七の二
- 五 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 六 解除の理由
指定理由の消滅
- 七 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町末吉字大塚四四五の三、四四六の二、四四八の三
- 八 保安林として指定された目的
魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年十一月二十七日 鳥取県指令受都計第六百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字荒山及び西荒山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市和田町二二五一番地

協同組合米子家具流通センター

理事長 松篠重允

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】